

第4回 都市自治体の自殺対策のあり方に関する研究会 議事概要

日 時：2023年8月31日（木） 10：00～12：00

場 所：都市センター会館6階 607会議室

出席者：南島和久 座長（龍谷大学 教授）、竹島正 委員（川崎市総合リハビリテーション推進センター 所長）、清水康之 委員（（一社）いのち支える自殺対策推進センター 代表理事）、伊藤理恵 委員（船橋市 主任技師）、窪田由紀氏（九州産業大学学術研究推進機構科研費特任研究員）、シャルマ直美氏（北九州市スクールカウンセラー）
米田研究室長、清水主任研究員、加藤主任研究員、西川研究員、田井研究員、佐々木研究員（日本都市センター）

議 事：○ゲストスピーカー、委員による話題提供

○調査研究に関する議論について

○その他

1. ゲストスピーカー、委員による話題提供について

○窪田氏による話題提供「子どもの自殺予防」

学校を拠点とする子どもの自殺予防について

- ・ 学校は全ての子どもにメッセージが届けられる場所である。
- ・ 子どものときの自殺予防教育は将来を通じたメンタルヘルスの基礎づくりであり、幼く健康で柔軟なときにしっかりメッセージを伝えていくことに意義を感じている。
- ・ 子どもが相談に結びつくのは非常に難しい。リスクを抱えた子どもに周りの子どもたちが気づいて、大人につなぐといったゲートキーパーを養成するという意味でも学校を拠点として、子どもの自殺予防教育を進めることは重要である。
- ・ 学校は教師をはじめとしていろいろな地域の大人たちが関わる地域の拠点である。教師に限らず、信頼できる大人と出会う場としての意義も大きい。

子どもの自殺の背景について

- ・ 子どもの自殺の原因として、いじめは決して上位ではなく、学業不振や学友、家族との不和等、日常生活でのいろいろな悩みが上位にきている。
- ・ 子どもの自殺予防は日常生活で丁寧に見守り気づいて支援することである。
- ・ 心の健康に関する知識や対処スキルを小学校、中学校あたりから教育することが必要である。

全ての子どもを対象にした心の健康の保持推進にかかる教育、啓発の推進について

- ・ 教育委員会として、プログラムや教材を準備して自殺予防教育の実施を義務づけているところは全体の4分の1程度である。
- ・ 自殺予防教育はコンテンツの検討、教師への研修、模擬授業、子どもたちへの授業実施と時間がかかるため、SC（スクールカウンセラー）等が配置されてもすぐには展開できない。

- ・ 自尊感情を築くことや人間関係づくり等も含めた心の健康教育を学校教育の中に体系化していく必要がある。
- ・ 自殺予防教育の啓発・推進には教職員の研修が必要であり、そのためには教職員をバックアップするSCの配置拡充は欠かせない。
- ・ 自殺予防教育は教育課程に位置づけられていないため、恒常的に実施できる仕組みになっていない。

自殺予防のあらゆる段階における関係機関等の連携体制の構築について

- ・ 全国的に教育相談コーディネーター、SC、SSW(スクールソーシャルワーカー)といった専門職の配置が非常に少なく、SC、SSW配置の地域格差も問題である。
- ・ リスクを抱えた子どもは学校や家庭が居場所になりにくいため、地域の居場所づくりが重要である。図書館や市民センター、若者ステーションといった既存の施設にうまく若者が集えるような仕組みや大人が関われる仕組みづくりが居場所を増やすことにつながる。

○窪田氏による話題提供に関する意見交換

- ・ 国や地方公共団体が自殺予防に関するメッセージを発信しているが、それは子どもが自殺という言葉にばく露する回数を増やすことにもつながる。自殺予防啓発の安全性に対する配慮は大切である。
- ・ 北九州市では自殺予防教育連絡会議を設置し、精神保健福祉センターや教育委員会、SC 等がメンバーになっている。そこで自殺予防教育の情報を精神保健福祉センターの担当者と教育委員会が共有できている。
- ・ SOS の出し方教育に関して、学校側は首長部局が音頭を取って安全な自殺予防教育プログラムの開発を進めて欲しいと考えているが、市区町村教育委員会は都道府県教育委員会の「指導・助言」が強く働くことや、教育委員会と首長部局の連絡調整委員会を設置していない自治体も少なくなく、首長部局と教育委員会の交流が不足しており、首長部局が教育委員会の動きを制御できない。
- ・ SCやSSWのような専門人材が地域に長く在籍し、研究を通じて新しい情報を収集、発信することが重要である。専門人材がいることで地域の力を高めることができるため、このような人材育成は重要である。
- ・ いじめによる自殺は件数が少ないため、事例が推認されるリスクがある。また、教育委員会と保護者が対立してしまうことから事例の分析が進まないことが多い。事例の分析を進めるためには対立関係でない中立的な第三者がうまく介入することが必要である。
- ・ 自殺予防教育の理念が教師たちに浸透することで、学校全体が子どもたちの困難な状況を支える力を高めることが期待される。そのためにも自殺予防教育を教育現場に使いやすい形にアレンジし、学校文化の一部に組みこむことができると良い。
- ・ 子どもの中には自分が病気ではないかと感じて医療機関を受診したいと思っているが、保険証を保護者が管理していて自分だけでは受診できないということがある。

○伊藤委員による話題提供「船橋市の自殺対策について」

船橋市自殺対策計画について

- ・ 2016 年自殺対策基本法の改正において市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたことを受け、2018 年に船橋市自殺対策計画を策定した。
- ・ 国、千葉県が 10 年後の自殺死亡率を現状より 30%減少させるという目標を設定していることになり、船橋市においても計画期間の 5 年間で約 15%減少、自殺死亡率 11.3 を目標に設定している。

船橋市の自殺対策推進体制について

- ・ 庁外との連携体制として、関係機関や民間団体と情報共有、連携体制を確保し、自殺対策を総合的に推進するための「自殺対策連絡会議」を設置している。
- ・ 庁内連携体制として、庁内関連部署の所属長で構成される「自殺対策庁内連絡会議」、重点施策ごとに関連部署の職員が検討を行う「自殺対策庁内連絡会議作業部会」を設置している。
- ・ 自殺対策事業の進捗状況管理や評価については自殺対策連絡会議において実施している。

自殺対策を支える人材育成について

- ・ 民生委員や関係団体、教職員向けゲートキーパー研修を実施。
- ・ 一般住民向けのゲートキーパー研修を出前講座形式で 2013 年から実施している。
- ・ 常勤、非常勤を含む市役所全職員(教職員含む)、約 1 万人に対して e ラーニングによるゲートキーパー研修を実施している。

自殺予防の住民への啓発と周知について

- ・ 無料相談窓口を紹介するリーフレットを庁内の職員だけでなく関係団体と連携して作成している。

生きることの促進要因への支援について

- ・ 2021 年に自殺対策強化交付金による居「場所づくり、地域社会資源につなぐための体制構築モデル事業」の中で、若者支援に資する「居場所や居場所となり得る社会資源」の把握調査を実施し、居場所等事業へ該当する事業は子ども食堂や学習支援事業等 97 事業という結果であった。
- ・ 2020 年から「SNS相談@ふなばし」を開設し、年間約 2,000 件の相談を受けている。利用者は 30~50 代の女性が多く、リピーター率は 8 割に上る。市内の小中高全校にも同事業について周知している。
- ・ 2021 年から日本産業カウンセラー協会東関東支部との共催で船橋駅前総合窓口センター相談室を開設した。

ライフコースに応じた支援について

- ・ 自殺対策計画策定時は実施していなかったSOSの出し方に関する教育を市内小中学校

全校で実施している。

- ・ 若者の自殺対策として 10 代、20 代の性的少数者交流会事業を実施している。

自殺対策計画の管理、評価について

- ・ 自殺対策計画進捗確認シートを活用し、事業担当部署に事業評価を依頼し、一覧にまとめている。しかし、事業数が膨大(延べ 199 事業)となり、個々の事業について自殺対策連絡会議等で事業評価を実施することが難しい。
- ・ 事業評価が各事業の担当者の主観的な評価となっている部分があり、評価基準にばらつきが発生している。

自殺の実態把握、要因分析の課題について

- ・ 厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」において、市町村別に詳細な項目の公表データがなく、クロス集計や分析ができないため、自殺の要因分析をすることが難しい。
- ・ JSCPから提供される地域自殺実態プロファイルのデータ等の統計データの活用が課題。

今後の自殺対策の取組みについて

- ・ 自殺総合対策大綱において重点施策となっている、子どもの自殺対策、ゲートキーパーの養成、未遂者支援、女性の自殺対策を強化していきたい。

○伊藤委員による話題提供に関する意見交換

- ・ 自殺対策が主目的ではない事業、政策において、自殺対策をどのように位置づけていくか、整理していくかが課題である。
- ・ 国は自殺総合対策大綱で自殺死亡率 30%減少の目標を示しているが、具体的な戦略や目標達成に向けた道筋が述べられておらず、この目標値も先進諸国の水準を目指した数値に過ぎない。各市町村における自殺死亡率等の目標設定は、国や都道府県の数字にならうのではなく、地域分析を行い、それぞれの自治体が地域に向き合って主体的に考えるべきである。
- ・ 市民・区民意識調査等において、全国の他の自治体と比較できるサンプルになるような調査項目のリストがないため、自治体が欲しい情報を引き出せていない。
- ・ 自殺対策所管部署の人員も限られているため、基幹的な事業として先行して達成すべき事業と組織に体力がついてから行う事業と優先順位をつける等、持続可能な自殺対策の検討が必要である。
- ・ 自殺対策は自治事務であり、国の関与は最小限でなければならず、自治体が取り組むしかない。
- ・ 地域実態プロファイルに掲載しているデータについては「取扱い読み方メモ」において説明している。それでも不明な点があれば JSCP の自殺対策コンシェルジュに遠慮なく問い合わせを欲しい。
- ・ 地域特性の把握において、人口規模の小さい自治体では自殺者数が 1 人変わるだけでも自殺死亡率は大きく変動してしまうため、少数のデータから分析するのは非常に難しい。

2. その他

- ・ 第5回研究会は9月21日（木）に開催予定。